

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年7月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500415号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600011号

第1 結論

昭和46年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和5年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、夫婦二人分の請求期間に係る国民年金保険料を一緒にA県B市役所の窓口で納付したが、夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は3か月と短期間である上、請求期間の前後の期間における国民年金保険料は納付済みとされている。

また、請求者は、自身とその夫の請求期間に係る国民年金保険料を一緒にB市役所の窓口で納付したと主張しているところ、請求者とその夫がB市から転出した後に居住したC市に係る請求者の夫の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請求者の夫の請求期間に係る保険料は納付済みとなっていることが確認できる上、請求者とその夫は、保険料の納付年月日が確認できる期間については、いずれも同一日に納付していることが確認できることを踏まえると、請求者がその夫の保険料を納付しながら、自身の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600009号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600037号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成20年7月11日、標準賞与額を23万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成20年9月12日の賞与については、標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月

A社に勤務していた平成20年に支払われた賞与について、同年9月12日及び同年12月12日の賞与が記録されているが、同年7月11日に支払われた賞与の明細書を所持している。平成20年に賞与を3回受け取った記憶は無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支払を受け、23万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の「H20年度夏季賞与明細書」から、平成20年7月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の商業登記簿によると、同社は既に解散しており、元事業主の回答

も得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、オンライン記録によると、請求者の A 社に係る平成 20 年 9 月 12 日の標準賞与額が 23 万 3,000 円と記録されている上、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、同社は、同日に請求者に対し 23 万 3,750 円の賞与を支払った旨の届出を行ったことが確認できる。

しかしながら、請求者は、平成 20 年 9 月 12 日支払の賞与明細書を所持しておらず、B 信用金庫 C 支店から提出された請求者に係る「預金取引明細表 1」によると、A 社から請求者に対し、同日に賞与が支払われた事実は確認できない。

また、請求期間当時、A 社の取締役であった者によると、同社において平成 20 年に支払った賞与は、平成 20 年 7 月 11 日及び同年 12 月 12 日の 2 回であったと証言している。

したがって、請求者の A 社における平成 20 年 9 月 12 日の賞与については、標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600010号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600038号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成20年7月11日、標準賞与額を23万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成20年9月12日の賞与については、標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月11日

A社に勤務していた平成20年に支払われた賞与について、同年9月12日及び同年12月12日の賞与が記録されているが、同年7月11日に支払われた賞与の明細書を所持している。平成20年に賞与を3回受け取った記憶は無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支払を受け、23万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の「H20年度夏季賞与明細書」から、平成20年7月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の商業登記簿によると、同社は既に解散しており、元事業主の回答

も得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、オンライン記録によると、請求者の A 社に係る平成 20 年 9 月 12 日の標準賞与額が 23 万 6,000 円と記録されている上、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、同社は、同日に請求者に対し 23 万 6,400 円の賞与を支払った旨の届出を行ったことが確認できる。

しかしながら、請求者は、平成 20 年 9 月 12 日支払の賞与明細書を所持しておらず、B 信用金庫 C 支店から提出された請求者に係る「預金取引明細表 1」によると、A 社から請求者に対し、同日に賞与が支払われた事実は確認できない。

また、請求期間当時、A 社の取締役であった者によると、同社において平成 20 年に支払った賞与は、平成 20 年 7 月 11 日及び同年 12 月 12 日の 2 回であったと証言している。

したがって、請求者の A 社における平成 20 年 9 月 12 日の賞与については、標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600026号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600039号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社B支店)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年3月26日から同年4月2日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年3月26日から同年4月2日まで

私は、請求期間当時、A社B支店に勤務しており、昭和37年3月末頃に関連会社であるD社E工場(現在は、C社F工場)に異動した。請求期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、資格喪失年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社B支店又は同社の関連会社であるD社E工場に継続して勤務し(A社B支店からD社E工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者と同様にA社B支店において昭和37年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、D社E工場において同年4月2日に被保険者資格を取得した同僚の一人が保管している給料支払明細書によると、昭和37年3月分の給与はA社、同年4月分の給与はD社E工場から支払われている上、異

動先の同社E工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年4月2日であることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社B支店の事業所別被保険者名簿における請求者の昭和37年2月の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500412号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600012号

第1 結論

昭和55年4月から昭和57年6月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和57年6月まで

国の記録によると、請求期間に係る私と私の夫の国民年金の記録は、国民年金保険料の申請免除期間となっているが、昭和58年4月に私の夫に保険の給付金が支給されたため、同年4月以降にA町役場(現在は、B市役所A支所)又は同役場C出張所(現在は、B市役所C出張所)で当該申請免除期間に係る保険料の追納の申込みをし、その窓口で納付書に現金を添えて夫婦二人分の保険料を全額まとめて納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年4月以降にA町役場又は同役場C出張所において請求期間に係る国民年金保険料の追納の申込みをし、その窓口で保険料を一括して納付したと主張しているところ、制度上、市町村では、追納に係る保険料を収納できない上、B市も、「A町役場では国民年金保険料の追納について取り扱っておらず、C出張所では国民年金業務自体を行っていなかった。」旨回答しており、請求者の主張は、当時のA町における国民年金の事務取扱と符合しない。

また、請求者に係るD市、A町及びB市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)並びに国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、いずれも請求期間に係る国民年金保険料を追納した記録は確認できない上、請求者が請求期間の保険料と一緒に追納したとする請求者の夫に係るD市及びA町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)並びに国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)においても、請求期間の保険料を追納した記録は確認できない。

さらに、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500414号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600013号

第1 結論

平成元年12月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年12月から平成2年3月まで

私が20歳になった平成元年*月に、私の母親がA市B区役所C支所で私の国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受けた。私は、請求期間当時は無職だったので、私の母親が私の国民年金保険料を同支所で納付したが、請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が20歳になった平成元年*月に、請求者の母親がA市B区役所C支所で請求者の国民年金の加入手続を行い、同支所の窓口で請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求期間当時国民年金に加入した場合は国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、オンラインによる検索を行っても、請求者に対してA市で同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市は、「当市の請求者に係る住民情報システム(国民年金)を確認したところ、請求者がD県E市から当市に転入した日は平成3年10月14日であり、それ以前に請求者が当市において国民年金に加入していた記録は見当たらない。」旨回答しており、請求期間当時、請求者がA市で国民年金に加入した事実は確認できない。

また、オンライン記録によると、請求者は平成3年4月1日にE市において国民年金被保険者資格を取得し、その後、平成元年*月*日の国民年金被保険者の資格取得及び平成2年4月1日の資格喪失に係る入力処理が平成11年11月12日に一括して行われていることが確認できる上、A市は、「当市の情報システムにより、

請求者に係る平成元年*月*日の国民年金被保険者資格取得の入力処理が平成 11 年 10 月 26 日に行われていることが確認できることから、当該情報システムに入力処理を行った時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできないため、請求期間は未納期間となった。」旨回答している。このことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続は同年 10 月頃に行われ、請求者は、20 歳到達日である平成元年*月*日に遡及して被保険者資格を取得したものと推認でき、当該加入手続が行われたと推認できる平成 11 年 10 月頃の時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況が不明である上、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする請求者の母親も、当時の記憶が定かではなく、請求者の主張を裏付ける証言は得られない。

このほか、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、F 社会保事務所（当時）が平成 17 年 4 月 26 日にオンラインから出力した「制度共通被保険者記録照会回答票」及び社会保険庁（当時）が平成 20 年 9 月 4 日に作成した「ねんきん特別便」を提出しており、各資料の請求期間に係る「月数」及び「加入月数」欄には「4」と記載されていることから、請求期間に係る 4 か月分の保険料は納付済みであると主張しているが、当該月数「4」は、いずれも国民年金に加入したことを示す月数であり、請求期間の保険料の納付を示すものではない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500416号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600014号

第1 結論

昭和43年4月から昭和44年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年4月から昭和44年3月まで

私(請求者)は、私の夫(訂正請求記録の対象者)と私の請求期間に係る国民年金保険料を一緒にA県B市役所の窓口で納付したが、私の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、夫の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者と自身の請求期間に係る国民年金保険料を一緒にB市役所の窓口で納付したと主張しているところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によれば、請求期間の保険料は現年度納付されていることが確認できることから、請求者の主張を踏まえると、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る保険料は、当該保険料の現年度納付が可能である昭和44年4月末日までに納付したこととなる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号は昭和44年11月24日に払い出されていることが確認できる上、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の国民年金手帳に「昭和44年

11月27日発行」の記載が確認できることから、訂正請求記録の対象者の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われ、昭和43年1月に遡及して国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。したがって、当該加入手続が行われたと推認できる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、請求者が、自身の請求期間に係る国民年金保険料を納付した時点において、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る保険料を一緒に納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の国民年金保険料をB市役所の窓口で納付したと主張しているが、訂正請求記録の対象者の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和44年11月の時点で、請求期間の保険料は過年度保険料となることから、制度上、市町村では収納することができず、請求者の主張は、当時の事務取扱と符合しない。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る上記国民年金被保険者台帳及び訂正請求記録の対象者がB市を転出した後に居住したC市に係る国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、請求期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致する。

加えて、訂正請求記録の対象者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600025号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B部C課における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年5月1日から昭和50年1月1日まで

私は、昭和49年3月に大学卒業後、請求期間においてA社のB部D室に臨時社員として勤務したが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

私と所属課は異なっていたが、請求期間と同時期にA社B部に臨時社員として勤務していた妻には、A社B部C課の厚生年金保険の加入記録があるので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社からの回答により、請求者は、昭和49年5月1日から同年12月31日までの期間において、A社D室に期限付臨時社員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「期限付臨時社員の厚生年金保険の加入の取扱いについて、請求期間当時は各所属で手続を行っていたので定かではない。」旨回答している。

また、A社の回答から、請求期間中に同社D室勤務の期限付臨時社員として辞令が発令されている者は請求者及びその妻を含め35人いることが確認できるが、同社B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、当該期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はそのうち12人であることから、請求期間当時、同社D室では、必ずしも全ての期限付臨時社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、請求期間の期限付臨時社員に係る賃金台帳及び社会保険関係の資料は保存年限経過のため保管していないと回答しており、請求者の請求期間に係

る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。